

## 遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物(あゆ、こい、かじか、うぐい、わかさぎ、にじます、いわな及びあまご<地方名:たなびら・あめのうお>をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄の魚種の遊漁においては、イ欄の漁具、漁法、ウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 ・ 漁 法	ウ 規 模
あゆ	竿釣(友釣り)	1人1本
こい、かじか、 うぐい、わかさぎ、 にじます、いわな、あまご (地方名:たなびら・あめのうお)	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針)>	1人1本 ただし、こいの遊漁は1人3本以内、 採捕量5尾以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。ただし、組合は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、遊漁期間を制限することができる。

漁 業 の 名 称	期 間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公示する期間。
こい、うぐい、わかさぎ	1月1日から12月31日まで。
かじか	5月16日から翌年2月末日まで。
にじます、いわな、あまご (地方名:たなびら・あめのうお)	3月1日から9月30日まで。

- 2 前項ただし書の規定により、組合が期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

3 第1項の公示は、この組合の掲示板に掲示して行うものとする。

(全長の制限等)

第5条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20cm
うぐい	10cm
にじます、いわな、あまご(地方名:たなびら・あめのうお)	15cm

2 かじか卵は採取してはならない。

(子ども釣り専用区域)

第6条 次の表のア欄の区域においては、中学生以下の者がイ欄の魚種、ウ欄の漁具、漁法を用いて、エ欄の期間に遊漁をする場合を除き遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 魚種	ウ 漁具・漁法	エ 期間
木曾郡木祖村の木曾川 川の駅エリア内の 0.26 km	全魚種	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針)>	1月1日から 12月31日まで。 ただし、にじます、いわな、あまご(地方名:たなびら・あめのうお)は3月1日から9月30日まで。
木曾郡木曾町福島八沢川 木曾川合流点を起点とし上流駒迎橋までの 0.7 km			
木曾郡大桑村の上田沢川 木曾川合流点を起点とし村道長野線と交差する地点までの 0.95 km			
木曾郡大桑村のサヨリ沢川 大桑村長野地区 1656-14 番地下を起点とし村道長野線沿いに上がり 1458-2 番地横までの 1.0 km			

2 前項の公示は、この組合の掲示板に掲示して行うものとする。

(禁止区域)

第7条 次の表のア欄の河川、イ欄の区域、ウ欄の魚種、期間においては、第4条の規定による期間内であっても遊漁をしてはならない。

ア 河川	イ 区域	ウ 魚種・期間
(1) 木曾川	木曾郡大桑村大字須原の大桑発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	全魚種  1月1日から 12月31日まで。
(2) 木曾川	木曾郡上松町大字荻原の桃山発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	
(3) 木曾川	木曾郡木曾町福島中組の寝覚発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	
(4) 木曾川	木曾郡木曾町日義の新開発発電所堰堤から上流 110m・下流 110mに至る区域	

ア 河 川		イ 区 域	ウ 魚種・期間	
(5)	王 滝 川	木曾郡木曾町三岳の常盤発電所常盤ダムから上流 90m・下流 275mに至る区域		
(6)	王 滝 川	木曾郡木曾町三岳牧尾ダム堰堤から上流 550mに至る区域		
(7)	王 滝 川	木曾郡王滝村滝越ダム堰堤から上流 90m・下流 100mに至る区域		
(8)	王 滝 川	木曾郡王滝村三浦ダム堰堤右岸上流 500m地点と同左岸上流 200m地点とを結ぶ線から下流のたん水域		
(9)	王 滝 川	木曾郡王滝村水無沢水位測点 5 号から上流の三浦ダムたん水域		
(10)	味 噌 川	木曾郡木祖村小木曾の味噌川ダム上流の貯砂ダムから下流 65mの地点から上流の味噌川本支流全域		
(11)	味 噌 川	木曾郡木祖村小木曾の味噌川ダム堰堤から上流 600m・下流 550mに至る区域		
(12)	水 木 沢	木曾郡木祖村小木曾の笹川合流点から上流の水木沢全域		
(13)	黒 川	木曾郡木曾町福島黒川渡ダム堰堤から下流木曾川合流点に至る区域		
(14)	小 川	木曾郡上松町赤沢黒沢合流点から上流の赤沢本支流全域		
(15)	椰 野 沢	木曾郡南木曾町読書の木曾川合流点から上流の椰野沢全域		
(16)	坪 川	木曾郡南木曾町田立の滝上(天河滝より上)の坪川全域		
(17)	末 川	木曾郡木曾町開田高原末川の大屋橋から上流小野原橋上の堰堤に至る区域		かじか 1月1日から 12月31日まで。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 竿釣による遊漁は次の表のとおりとする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料		現 場 日 釣 現 場 加 算 額 (1,000 円)を 含む
		日 釣	年 釣 ( 期 間 釣 )	
あゆ	竿釣(友釣り)	2,000 円	8,000 円	3,000 円
あゆ以外の魚種	竿釣<餌釣、疑似餌釣(ルアー・フライ・毛針)>	2,000 円	9,000 円	3,000 円

(2) 前号の規定にかかわらず、次の表の区分に該当する者の遊漁料は次の表のとおりとする。ただし、中学生以下を除き減免を受けようとする者は、これを証明する手帳、書類等の写しを提出しなければならない。

区 分	魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
			日 釣	年 間 釣 ( 期 間 釣 )
中学生以下	全魚種	竿釣<友釣り、 餌釣、疑似餌釣 (ルアー・フライ・ 毛針)>	無 料	無 料
身体障害者 1 級か ら 5 級までの者	あゆ	竿釣(友釣り)	1,000 円	4,000 円
	あゆ以外の 魚種	竿釣<餌釣、疑 似餌釣(ルアー・ フライ・毛針)>	1,000 円	4,500 円

2 遊漁料は、第 1 項第 1 号及び第 2 号の遊漁の場合は、組合の指定する遊漁証取扱所において納付しなければならない。ただし、第 1 項第 1 号の日釣による遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には第 1 項第 1 号に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。 ○

(1) 木曾川漁業協同組合事務所（木曾郡木曾町福島 4935 番地 1）

(2) 組合の指定する遊漁証取扱所

3 前項に規定する遊漁証取扱所は、「遊漁証販売所」ののぼり旗を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第 9 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別記様式第 1 号及び第 2 号に規定する遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 ○

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規制の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第 3 号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

(付則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。(行政庁の認可:令和5年12月1日)

遊 漁 承 認 証

表

日 釣 遊 漁 承 認 証

裏

漁 当日券	年度	
	¥ _____ (消費税相当額を含む)	
	月	日
No. _____	発行支部	
	取扱者	
	_____ 印	
木曾川漁業協同組合 (必ず見える場所に付けて下さい。)		

注 (年度) 意	
1. 本証は竿釣りに限る。 2. 体長制限以下のものは採捕できない。 イワナ・アマゴ・マス類(15cm以下) コイ(20cm以下) ウグイ(10cm以下) 3. イワナ、アマゴ、ニジマス漁は3月1日～9月30日まで 4. 本証の再発行はしない。 また訂正したものは無効とする。 5. 当組合ではいかなる場合でも責任は負いませんので、安全には十分ご注意ください。	
月	日

表

日 釣 遊 漁 承 認 証

裏

漁 現場券	現場の場合は 円加算します。	
	年度	
	¥ _____ (消費税相当額を含む)	
	月	日
No. _____	発行支部	
	取扱者	
	_____ 印	
木曾川漁業協同組合 (必ず見える場所に付けて下さい。)		

注 (年度) 意	
1. 本証は竿釣りに限る。 2. 体長制限以下のものは採捕できない。 イワナ・アマゴ・マス類(15cm以下) コイ(20cm以下) ウグイ(10cm以下) 3. イワナ、アマゴ、ニジマス漁は3月1日～9月30日まで 4. 本証の再発行はしない。 また訂正したものは無効とする。 5. 当組合ではいかなる場合でも責任は負いませんので、安全には十分ご注意ください。	
月	日

別記様式第2号

遊 漁 承 認 証

年 釣 遊漁承認証

<p><b>注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 写真の無いものは無効。</li> <li>2. 遊漁をする時は必ず本証を見える所に着用し、漁場監視員からの要求があった時は提示して下さい。</li> <li>3. 本証は必ず個人名義であり、他人に貸与することは、禁止されています。</li> <li>4. 他の入川者に迷惑をかける行為はしないで下さい。</li> <li>5. 本証の紛失については、いかなる場合においても再発行はいたしません。</li> <li>6. 高圧線の近くでは感電にご注意下さい。</li> <li>7. 当組合ではいかなる場合でも責任を負いませんので、安全には十分ご注意ください。</li> <li>8. 交通ルール、マナーを守り他人の迷惑になる行為は絶対にしないで下さい。</li> </ol>	<p style="text-align: right;">承認期間 年1月1日～ 年12月31日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">No.</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">支部</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">木曾川</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">漁 協</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">料 金                      円 (消費税相当額を含む)</p>	No.	支部	木曾川		年度		漁 協		<p style="text-align: center;">(竿釣りに限る)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">住所</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">才</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">写真を入れて下さい。</p> <p style="text-align: center;">ただし、イワナ、アマゴ、ニジマス漁は 年3月1日から 年9月30日まで</p>	住所		氏名	才
No.	支部													
木曾川														
年度														
漁 協														
住所														
氏名	才													

※ 本遊漁承認証は腕章とする。

別記様式第3号

漁場監視員証

<p><b>漁 場 監 視 員 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;">_____ 支 部 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">上記の者は当組合の監視員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日</p> <p style="text-align: center;">木 曾 川 漁 業 協 同 組 合 長 野 県 木 曾 郡 木 曾 町 福 島 4 9 3 5 - 1 T E L   0 2 6 4 - 2 2 - 2 5 8 0</p>
--

⋮

○

○

⋮